

令和 7 年度第 3 回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る 財源のあり方に関する検討会議報告書

日 時： 令和 7 年 10 月 10 日（金曜日）14：00～16：15

場 所： 箱根町役場本庁舎 4 階 第 1 ～ 3 会議室

出席者：【箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議】

高井正委員長、石村光稔委員、佐藤守委員、宮地博篤委員
元波英敏委員、勝俣直人委員、池島祥文委員、伊集守直委員
（オンライン）

（欠席：安藤万奈委員）

【箱根町】

関田企画観光部長、村山総務部長、山内企画課長、
菊池観光課長、高木財務課長、飯野税務課長、
杉山企画課副課長、辻満財務課副課長、
企画課特定政策係鈴木・上田

傍聴人：6 名

【会議概要】

企画課長

1 開会

それでは、令和 7 年度第 3 回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を開催させていただきます。議事に入るまでの進行を務めます企画課長の山内です。どうぞよろしくお願いします。

会議に先立ち、資料の確認ですが、事前に次第、委員名簿、資料 1 と 2 及び参考資料 1 ～ 4 を送付していますが、不足等はありませんか。なお、これまでと同様、会議録作成のため、音声認識システムを使用します。また、会議は公開で行いますので、傍聴者の方は会議の円滑な進行にご協力をお願いします。

それでは、議事に移りますが、検討会議の委員長であります高井委員からごあいさつをいただき、引き続き、議事の進行につきましてもお願いします。

委員長

2 委員長あいさつ

皆さん、こんにちは。ようやく暑さも和らぎ、季節が秋に

なったことを実感している人も多いのではないのでしょうか。箱根町も観光シーズンを迎え、ますます多くの観光客で賑わうのではないかとと思いますが、将来にわたり町が持続的に発展していくためにも、宿泊税導入に向け、引き続き活発な議論をお願いします。

3 議 題

(1) 箱根町における宿泊税の考え方(案)について

委員長

議題(1)についてですが、前回8月の会議では、先行団体の制度内容の調査結果をもとに、委員の皆さんお一人ずつから、制度に関するご意見やご要望等をいただきました。

そこで、本日は、先行団体の事例や前回会議での意見を踏まえ、町側が作成した制度のたたき台を中心に、議論を進めたいと思いますが、議題に入る前に、町側から2点報告事項があるとのことです。

1点目は、前回会議で質問がありました入湯税の徴収実績等の状況について、町から説明をお願いします。

税務課長

税務課長から参考資料1をもとに、入湯税の特別徴収義務者の状況や徴収実績等について説明した。

委員長

町の説明内容について、ご質問等があればお願いします。

C委員

1棟貸しのような宿泊施設では、入湯人数の把握が難しく、正確な申告がなされないことも多々あるのではないかと考えています。しかし、その場合に、宿泊客に対して入湯税をいくら支払うべきか確認している特別徴収義務者は少ないのではないかとと思いますが、町ではその辺りの実態を把握しているのでしょうか。

税務課長

地方税法では、入湯税の徴収は特別徴収とし、町が特別徴収義務者を指定すること、また、特別徴収義務者は期日までに徴収すべき金額等を申告し、これを納める義務を負うことが定められていますので、町としては、特別徴収義務者が義務を果たしていると認識しています。

委員長

特別徴収義務者から申告された内容を正しいものとして扱っているのが実態ではないかと思いますが、税務調査として

税務課長

現地で書類を確認したことはあるのでしょうか。

過去には未申告等があった際に現地へ行き、書類を確認しながら申告納入させた事例もあったと聞いていますが、これまで、町に申告された人数に対して現地の書類と突合調査したことはありません。

C 委員

例えば、1棟貸しでは4人分の予約に対し、実際は8人宿泊するということも起こりえますが、インターネット上で手続きが完結してしまうため、現状では、特別徴収義務者が実際の宿泊人数を確認できていないのではないかと考えています。特別徴収義務者の責務は理解しましたが、町から積極的に確認することはないということでしょうか。

特別徴収義務者から申告された人数が正しいかどうかの確認という点では、宿泊税も同様の問題を抱えていると思います。宿泊税の特別徴収義務者は入湯税より増えるため、一層公平性が求められると考えますが、きちんと申告している宿泊事業者からすると、現在の町の対応では不公平に感じます。

税務課長

現状では現地調査は実施していませんが、宿泊税の導入を検討している中で、まずは施設の管理形態等を把握したうえで、確実に特別徴収義務者の登録を促してしていかなければならないと考えています。

委員長

実際に現地調査を行う場合には、調査方法等が課題になると思いますが、宿泊事業者の立場からみて、効果的な手法に関するご意見等がありますか。

C 委員

インターネット上で手続きが完結する施設や無人の施設も増えつつある中で、旧旅館業法では帳場の設置が義務付けられていましたが、改正後は緩和されたため、宿泊事業者に宿泊人数をチェックさせるための決まり事が必要だと感じています。宿泊施設を始めるに当たっては、町に対して様々な申請や届け出を行っており、例えば、消防署では、法令に基づく消防設備等の検査を行っているとありますが、宿泊税を導入するにあたり、宿泊人数の確認体制やチェック機能を義務付けるような内容の規定を作ってはいかがでしょうか。

委員長

宿泊税の条例や規則を定める際に、自治体の現状に合わせた規定を盛り込むことは可能ですが、宿泊人数のチェック体制を義務付ける前に、まずは、無人施設等における宿泊人数の申告の実態を正確に把握する必要があると考えます。

一般的に、入湯税のように特別徴収による税は、自動車税のように直接納める税よりも徴収率が高くなりますが、ご指摘いただいた点は宿泊税を導入する際のポイントの一つになると思いますので、他団体の事例も参考にしつつ、対応策を検討いただきたいと思います。

委員長

他になれば、続いて２点目の報告事項をお願いします。

事務局

事務局から参考資料２をもとに、箱根温泉旅館ホテル協同組合（以下「旅館組合」）から提出された要望書の内容について説明した。

委員長

本検討会議には、旅館組合の代表として、Ｃ委員が出席されていますが、要望に関して補足等があればお願いします。

Ｃ委員

この検討会議は、観光まちづくり財源の検討を行うための会議体としては相応しいと思いますが、宿泊税の検討を進めていくにあたっては、特別徴収義務者となり、宿泊客と対する宿泊事業者を中心とした会議体を新たに設け、そこで制度設計を行うべきではないかと考え、要望書の冒頭部分で要望したものです。

新たに設置する会議体は、この検討会議の分科会という位置付けでもかまいませんので、配付資料に挙げた５項目、課税客体、税率、非課税事項、特別徴収事務交付金及びシステム整備補助金は、宿泊事業者を中心とした会議体で検討させてほしいという要望になります。

委員長

要望書のうち、宿泊事業者を中心とした会議体の設置について補足がありましたが、この件について、町の考えがあればお願いします。

企画課長

追加資料「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議部会の設置について（案）」をもとに説明します。旅館組合からの要望については、検討会議規

則第6条の規定に基づき、部会を設置することで対応したいと考えています。

部会名は「宿泊税導入に係る特別徴収義務者の負担軽減に関する専門部会」とし、調査審議事項は、先ほど挙げた5項目、課税要件のうち課税客体、税率設定の考え方、非課税事項のほか、特別徴収義務者の負担軽減に関する内容である、特別徴収事務交付金及びシステム整備補助金の制度を想定しています。

また、組織については、委員及び特別委員は委員長が指名すると規定されていますので、部会設置が承認された後、委員長には委員の指名をお願いしたいと考えています。

なお、部会の検討結果も踏まえ、次回検討会議で修正案をお示しするため、年内を目途に複数回開催することを想定しており、部会の庶務は企画課と宿泊税の課税事務を担当することになる税務課で行っていくことを考えています。

部会の設置（案）についての説明は以上となりますが、この町からの提案に対する検討をお願いします。

委員長

町から、宿泊事業者を中心とした会議体の新設に関する旅館組合の要望に対し、部会の設置によって対応したいとの提案がありました。追加資料のとおり、検討会議規則第6条に「所掌事務にかかる専門的事項について調査、検討するため部会を置くことができる」との規定があるため、委員長としては、宿泊税の導入検討にあたり、最も影響を受ける宿泊事業者の意見を尊重し、過度の負担が生じないように制度内容を検討していくことが望ましいと考えます。

そのため、町の提案に対して、部会設置を許可しようと思いますが、委員の皆さんはよろしいでしょうか。

委員長

異議なしとのことですので、課税要件や特別徴収事務の負担軽減に関する交付金等について調査、検討するための部会を設置したいと思います。

次に、組織についてですが、部会に属すべき委員は委員長が指名すると規定されていますので、検討会議の委員のうち、観光分野の3名に部会の委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員長

ご了承いただきましたので、その他の委員の選任や部会の

	進め方については、検討会議終了後、3名の委員を中心に町と調整をお願いします。
委員長	それでは、この要望書の内容も念頭に置いて、宿泊税の考え方の資料を確認したいと思いますので、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局から資料1及び参考資料3をもとに、町が作成した宿泊税の考え方のたたき台となる案について説明した。
委員長	前回意見の振り返りや要望書を踏まえつつ、町が作成した宿泊税の考え方のたたき台となる案に関する説明がありました。今後、この宿泊税の考え方をもとにアンケート調査や説明会を行っていくこととなりますので、委員の皆さんからご意見等の発言をお願いしたいと思いますが、考え方を整理する時間も兼ねて、ここで一旦休憩とし、再開後、制度案に関する議論をしていきたいと思います。 (休 憩)
委員長	それでは会議を再開したいと思います。後ほどお一人ずつから意見を伺いますが、町からの説明全般について、質問事項や確認事項があればお願いします。
E 委員	税率設定に関して、町が作成した税収額シミュレーションは、今後必要となる年平均13.2億円を賄うことを前提に試算していると思いますが、税収額に関しては、最低限必要となる金額分しか見込むことができないのか、現在の所要額より税収額が上回っても問題ないのか伺います。
企画観光部長	今回、税収額をシミュレーションした結果、財源不足額の10億円に観光施策の充実分の3.2億円を合わせた合計13.2億円を賄うためには、一律定額制の場合、最低でも350円以上の税額が必要であると整理しました。資料には、一律500円の場合の見込額も参考としてお示ししていますが、他団体では、総務省から税率設定にあたり税収見込額が財政需要額を上回ることがないようにとの指摘を受けているようです。なお、実際の運用では、税収額が上振れた部分を翌年度以降

の必要事業に充てるなど、柔軟に対応することは問題ないと聞いています。

C 委員

将来的に想定以上に歳出が増えたときにどのような財源で対応していくのかといった課題については、以前から要望しているとおり、宿泊税ではなく箱根町を訪れる観光客から幅広く負担を求める観光税の議論につながってくるのだと思いますが、町も同様の考え方で間違いないでしょうか。

企画観光部長

検討会議では、全ての観光客に負担してもらう方策は長期的な課題として検討する必要があるとの意見があり、町としても、宿泊税を導入して終わりということではなく、幅広い観光客に負担を求めるために、さらなる財源確保に努めていく方針です。

D 委員

今の議論に関連して、幅広い観光客に負担してもらう方策の検討はこれまでも議論してきましたが、長期的な財源不足の対応策については、個人住民税や固定資産税の超過課税等の手段も含めて、そのときに議論すべきであり、前もって決める必要はないのではないかと思います。

委員長

全国的な流れとして、宿泊税で観光客の来訪に関する行政需要に対応する団体が増えている中で、箱根町も同様に新たな財源確保策として宿泊税の検討を進めています。ただし、この検討会議では、駐車場利用者への課税をはじめ、他団体の取組事例等を参考にした結果、まずは、宿泊税を中心に検討していくことが現実的であると整理しました。そして、本日の議題は、町から示された宿泊税の議論のたたき台となる考え方に対して意見をもらう場であると認識しています。

事務局に新聞記事を用意してもらいましたが、京都市では、宿泊料 10 万円以上は宿泊税 1 万円と最高税額の大幅な引上げが同意されました。高額な税額設定の是非はありますが、段階的定額制で導入している団体が一定数あることも念頭に置いたうえで、事務局案に対する意見をお願いします。

C 委員

税率については、先ほど設置が決まった部会の中で検討していくものと考えていますが、税率設定にあたり見込まれる所要額がこの金額で足りるのでしょうか。特別徴収事務交付

金の割合に関してですが、現在は、お客様がオンライン旅行代理店を通して宿泊契約を申し込むケースがほとんどです。その中には、税金を含んだ全ての料金を宿泊料金として登録する代理店もあるため、場合によっては宿泊税に対して旅行代理店に15%程度の手数料を支払うことになります。前回会議の資料では、他団体は2～3%程度の特別徴収事務交付金を支給するとの説明がありましたが、実態としては、それ以上の手数料を宿泊事業者が負担する可能性があるため、その実態との乖離を埋めることができるのか懸念しています。

B 委員

税率については、税収を増やすという観点では定率制の方が良いと考えていましたが、課税事務が煩雑になるため、現実的には定額制にせざるを得ないと感じました。実際に、北海道倶知安町DMOの専務理事から伺いましたが、北海道が段階的定額制、倶知安町が定率制で課税しているという特殊性もあり、徴収事務が大変煩雑であるとのことでした。非課税事項については、観光業が主たる産業である箱根町にとっては、観光客が訪れなくなることが一番の脅威であるため、修学旅行生や子どもを課税免除とすることで、将来の観光客誘致にも繋げていくべきと考えています。税収の用途については、旅館組合の要望書にもあったとおり、観光振興だけでなく地元住民の生活向上等にも活用していく必要があると考えています。なお、HOT21観光プランの取組経費は年間約4億円と試算しましたが、当該計画は観光振興に関する町の予算規模等も意識して策定しているため、廃屋の撤去を含めた景観整備等、試算には含まれていないものの、今後必要となる取組みもあるのではないかと考えています。また、観光庁の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」が採択され、バス会社の完全キャッシュレス化を実施していますが、国の補助事業を実施するためには町負担や事業者負担が生じるため、その分の経費も含め、充実分をさらに増やしていくことについては、議論が必要だと思っています。

A 委員

検討会議の委員を務めてから、同業他社の方々と宿泊税についてお話する機会があります。特に、宿泊税の導入に抵抗感がある方からは、宿泊料金が200円程度の価格差であっても競合観光地を選ぶ団体があるとのことで、宿泊客の減少を

危惧しているといった意見を聞きます。また、先行団体の中では、行政運営を維持するための財源不足を理由に宿泊税を導入しているところはあまりないと思っています。例えば、倶知安町は、インフラ整備を行うなど、外国資本をはじめとした新たな宿泊施設ができることで地域振興を図ってますが、同様に観光需要を高めるための財源として宿泊税を導入している団体が非常に多いと感じています。そして、箱根町に置き換えたときに、例えば、道路の整備や渋滞緩和、さらに海外や国内に向けたPRにもっと取り組んでいく必要があるため、そのような観光需要を高めるための施策についても、宿泊税の使途として検討してほしいと思います。

H 委員

まず、この宿泊税は、箱根町が今後も持続可能な観光地であり続けるために導入するものと受け止めています。そして、税率に関しては、いろいろな事務手続きや制度上の課題はあるかもしれませんが、宿泊客に近い住民の立場からは、段階的定額制が望ましいと思います。また、使い道については、旅館組合の要望書の中に、住民にとっては非常に心強い文言が入っていましたが、公共交通機関の利便性向上という観点からは、必要な事業規模を試算し、町民向けに公共バスの無料パスを導入してもらえるとありがたいと思います。

G 委員

税率については、個人的には定額制が望ましいと考えていますが、部会の意見を聞いてみたいと思います。また、非課税事項は、やはり修学旅行等の参加者は課税免除にさせていただきたいと思います。そして、子ども会の立場としては、町内の子どもが宿泊する機会があれば、箱根の宿泊業のサービスを体験することで、箱根町に残り、宿泊業で働きたいという気持ちになる可能性もあるため、実際には課題もあるかもしれませんが、町内の子どもも課税免除にしてほしいです。使い道に関しては、要望書だけではなく、観光分野の委員からも、住民生活にも充てていくことが望ましいといった意見もあったため、観光振興と住民生活の向上の双方に使えると良いと感じました。

E 委員

税率設定に関して、財源不足額を賄う視点では、一律定額制の350円、段階的定額制の300円～500円、定率制の2%であれば、必要な税収額を確保できることは理解しました。

ただし、定率制に関しては、徴税コストや事務負担の課題もあり、実質的には難しいという印象を持ちましたが、一律定額制の350円の50円という端数は手間になるのかといった事務の詳細部分は、部会で検証してほしいと思います。なお、一律定額制で500円という金額は、低額の宿泊客にとっては、負担感が大きい印象もあるため、一般消費者の感覚では、段階的定額制のほうが納得感のある印象を受けましたので、実際の宿泊料金とのバランスが取れた税率設定にする必要があると考えます。非課税事項に関しては、事務局案のとおりで良いと思います。税收の使途に関しては、これまでの議論の中で、観光まちづくりの対象範囲を確認していますので、対象範囲全般を使い道の視野に入れて検討していく必要があると思います。

D 委員

制度内容の検討の前提となる考え方として、資料の税率設定の表について、いくつか修正が必要な点があります。最初に、観光客の負担の項目ですが、一律定額制が「低額の宿泊料金ほど税負担が大きい」と整理していますが、正しくは「税負担の割合が大きい」という表現になると思います。また、公平性の項目において、水平的公平性や垂直的公平性という表現がありますが、税理論の観点からは、負担する納税者の経済力を基準にして、例えば、所得など経済力が同じであれば同じ税負担になるというのが水平的公平性の考え方になります。そして、それを前提に、経済力の高い人に対してより大きな負担を求めることが垂直的公平性の考え方になります。宿泊料金と宿泊客の経済力はある程度関連している可能性はありますが、必ずしも一致している訳ではありませんし、仮に一致している前提で一律定額制を考える場合には、経済力が異なる人が同じ税負担になるため、水平的公平性ではなく、税負担の逆進性が生じることになると思います。また、段階的定額制は、定率制の現実的な課税の考え方になりますが、高い宿泊施設に泊まっているお金持ちの人に高い税負担を求める場合は、むしろ水平的公平性を満たしていることにもなります。そのため、段階的定額制や定率制を垂直的公平性と整理すると、本来の税の概念とずれてしまうので、修正が必要だと思います。

このことを踏まえた上で、使い道については、箱根町は、観光振興の充実分もありますが、やはり大部分を占める観光

客も加味した一般行政サービスに対して税収を充当することになると考えます。また、旅館組合の要望書の中で、非常に大事だと感じたところは、宿泊事業者の立場からも、必ずしも観光振興だけに使ってほしいという意見が多いのではなく、むしろ住民生活と両輪となり、行政運営を進めていくべきだという意見が過半数あったことは、しっかり受け止めるべきだと思います。そして、例えば、定住支援を進めていく場合には、町の一般行政サービスから支出をしていくことも考えられるし、そういう行政サービスの便益に対応するために宿泊税を負担していただく考え方になると思います。そのため、税率設定の考え方については、一律定額制であれば、個人住民税の均等割のように会費的な性格から負担してもらうという考え方もあるし、段階的定額制や定率制であれば、受ける行政サービスを経済力に応じて比例的に負担してもらうということを応益として捉えることもできるので、定額制と定率制のどちらでも根拠づけることは可能だと考えています。その上で、実際の課税の技術的な問題や、宿泊料金と税負担に差を設けるという考え方も含め、全体の所要額と税負担のバランスの中で考えていく必要があると思います。また、非課税事項については、課税免除とする理由が重要となるため、他団体の事例も参考にしつつ、宿泊税を徴収してどのような行政サービスを提供するのかという議論の中で、修学旅行生や12歳未満には負担を求める必要がないという明確な根拠があれば、事務局案の方向性で進めて問題ないと思います。

委員長

最後に、本日欠席された委員から意見をいただいていますので、私が代読させていただきます。

宿泊税の考え方のうち、課税免除については、今回、修学旅行等の参加者に加え、12歳未満の者も課税免除に加えることが望ましいという案が示されました。前回会議で発言したとおり、私が研究しているスペインをはじめ、海外では、公共交通料金に関しては、座席を占有する年齢になれば、子どもであっても大人と同じ料金を徴収しているという実態があります。そのため、課税客体については、全ての宿泊施設を対象としており、公平性の観点から、可能な限り多くの観光客から宿泊税を徴収することが妥当であるという考え方に基づくのであれば、入湯税との二重の徴収事務負担は理解でき

ますが、課税免除もなるべく例外を設けずに、全ての宿泊者に課税することが望ましいと考えます。

委員長

委員お一人ずつから意見をいただきましたが、今後部会の皆さんで宿泊税の制度内容を検討する際の参考として、私からも一言お伝えします。税の考え方については、地方税の場合、住んでいることで行政需要を受ける場合は、住民税で負担します。そして、日中に働きに出かけた先の行政需要は、事業税で負担します。また、休日にレジャーや出張等に出かけた先の行政需要は、地方消費税が補完するというのが基本的な地方税の考え方になり、取りやすいところから取るとかではなく、理論に基づいて課税しています。そのため、部会の皆さんには、どういう根拠でどのような手法で課税しているのかといった部分も理解したうえで、制度内容を検討していただきたいと思います。

委員長

他になれば、本日のご意見のほか、今後実施するアンケート調査結果等も踏まえたうえで、次回までに宿泊税の考え方の修正案を提示してほしいと思います。

議題（２）宿泊税の導入検討に係るアンケート調査の実施について

委員長

次に、議題（２）宿泊税の導入検討に係るアンケート調査の実施について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から資料２をもとに、アンケート調査の実施や説明会の開催について説明した。

委員長

町から制度内容の検討にあたり、広く意見等を把握するためのアンケート調査の実施や、現在の検討状況等を報告する説明会の開催について説明がありました。アンケート調査の実施方法や質問項目を含め、ご意見やご質問等があればお願いします。

C 委員

調査方法について、町内に施設がある宿泊事業者のうち、実際にどこまでアンケート調査が実施できるのか疑問に感じています。例えば無人の宿泊施設では、施設に管理人等はいませんが、町で送付先や連絡先を把握しているのでしょうか。

事務局 旅館業法や住宅宿泊事業法に登録している宿泊事業者であれば、住所等に基づき捕捉することはできます。

C 委員 その住所が箱根町内の住所であれば、誰もいないと意味がないので、運営事業者に直接送付する必要があると思います。

B 委員 宿泊事業を行っている実態はあるものの、貸し別荘のような形態で、現地に事業者がいない場合でも、今後宿泊税を課税していくためには、今回のアンケート調査時に施設の実態を把握する必要があるので、必要であれば私たちが旅館組合にも相談しながら、町に協力したいと思います。

委員長 宿泊事業者へのアンケート調査にあたり、可能な限り協力するようお願いします。そして、次回の検討会議では、アンケート調査や説明会の実施結果についてご報告いただきたいと思います。

議題（３）その他

委員長 次に、議題（３）その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から参考資料４をもとに、次回の議題の説明と日程に関する事務連絡を行った。

委員長 ありがとうございます。次回の日程については、ご承知おきくださるようお願いします。

他になれば、本日の議事はこれで全て終了しましたので、事務局に進行をお返しします。

４ 閉 会

企画課長 本日は、お忙しいところありがとうございました。

これで、令和７年度第３回観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を閉会いたします。

ありがとうございました。